

領域をめぐる紛争の比較研究

平成 28 年 6 月 1 日
水野光朗

1. 東シナ海と南シナ海における領域紛争の比較

類似点		紛争の対象地域が海洋と島嶼、海洋資源
相違点	東シナ海	日本、中国、台湾
	南シナ海	中国、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、マレーシア

2. 地図

領土の政治的配分を正確に指示しない地図、[中略] は、はじめから排斥されなければならない。そればかりでなく、この種の指示も、地図作成者がたんにすでに存在する地図によったのではなく、慎重に集められた資料に基づいて決定したと信ずべき理由のある場合だけに価値がある。したがって、とりわけ公式または半公式の地図がこれらの条件を満たすことができると考えられる。地図は、たんに指示 (indication) を提供するだけである。それもきわめて間接な指示を提供するだけである。法的文書に付属している場合を除いて、権利の承認や放棄をひき起こすところの、法的文書としての価値をもたない。

横田喜三郎、『国際判例研究 III』、有斐閣、1981 年、179 ページ。

3. 科学的調査と領有

割譲条約などのような、ある特定の行為や権原に基づくのではなく、たんに権力の継続的な行使に基づいて主権を要求するには、二つの要素が存在することを証明しなければならない。主権者として行動する意志と意欲、このような権力の、なにか現実の行使または表現である。

横田喜三郎、『国際判例研究 II』、有斐閣、1970 年、53 ページ。

4. 東シナ海

日本が主張する排他的経済水域 (Exclusive Economic Zone; EEZ) と中国が主張する排他的経済水域が重複する。

日本	双方の基線から等距離となる中間線が排他的経済水域の境界線
中国	沖縄トラフまで自国の大陸棚

5. 南シナ海

中国、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、マレーシアの主張が混在し、各国の主張の対立の構図が大きく異なる。

南シナ海における関係諸国行動宣言 (2002 年 11 月)

(前略) 関係諸国 [中国と ASEAN10 各国] が領有権をめぐる争いを平和的な方法によって解決し、武力による威嚇や武力の使用に訴えないこと、無人の島嶼に人員を新たに常駐させないこと、自発的に軍事演習を通告すること、航行の自由を保障することなど (後略)。

飯田将史、『海洋へ膨張する中国 強硬化する共産党と人民解放軍』、角川書店、2013年、107-108 ページ。

6. 紛争の平和的解決

国連海洋法裁判所に必ずしも付託する必要はなく、「関係国間において効力を有する合意がある場合には、排他的経済水域の境界画定に関する問題は、当該合意に従って解決する。」

国連海洋法条約 第74条

第七十四条 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域の境界画定

1 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第三十八条に規定する国際法に基づいて合意により行う。

2 関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第十五部に定める手続 [国連海洋法裁判所等による手続き] に付する。

3 関係国は、1の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。

4 関係国間において効力を有する合意がある場合には、排他的経済水域の境界画定に関する問題は、当該合意に従って解決する。

国際司法裁判所規程 第38条

第三十八条

1. 裁判所は、付託される紛争を国際法に従って裁判することを任務とし、次のものを適用する。

- a) 一般又は特別の国際条約で係争国が明らかに認めた規則を確立しているもの
- b) 法として認められた一般慣行の証拠としての国際慣習
- c) 文明国が認めた法の一般原則
- d) 法則決定の補助手段としての裁判上の判決及び諸国の最も優秀な国際法学者の学説。

但し、第五十九条の規定に従うことを条件とする。

2. この規定は、当事者の合意があるときは、裁判所が衡平及び善に基いて裁判をする権限を害するものではない。

7. アメリカの関与

アメリカは、南シナ海に面しておらず、国連海洋法条約の条約当事国でもないが、「航行の自由作戦」などによって、南シナ海の問題への関与を深めている。

8. 小括

- a) 関係国が、「自国の主張は、正当なものであって、そもそも領域をめぐる問題自体存在しない」と主張する場合、どのように対応するのがよいか。
- b) 紛争の平和的解決に失敗し、武力衝突が生じた場合、どのように対応するのがよいか。
- c) manageable tension(管理できる緊張)をどうするか。